

指定短期入所生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人早川福祉会が設置経営する指定短期入所生活介護事業所のむら藤園苑の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- (1) 利用者一人一人の意思及び人格と自主性を尊重する。
- (2) 行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供する。
- (3) 常に内容の充実及び向上を図るように努力する。
- (4) 地域・家庭などとの結び付きを大切にされた運営を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームのむら藤園苑
- (2) 所在地 高岡市野村921番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 介護老人福祉施設の併設事業所として一体的に管理運営する。

- (1) 管理者 (1名)

常勤にて専ら事業所の職務に従事し、事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 (1名)

利用者の診察、健康管理及び保健衛生の指導に従事する。

- (3) 生活相談員 (1名)

利用者及びその家族からの心身、生活、当該事業所サービスに関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すとともに、利用者により快適な介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指す。

- (4) 介護職員 (15名以上)

利用者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。

- (5) 看護職員 (2名以上)
血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。
- (6) 管理栄養士 (1名)
食事の献立作成、栄養量計算及び給食記録、調理員の指導等給食業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 (1名)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その減退を防止するための訓練業務に従事する。
- (8) 介護支援専門員 (1名)
介護サービス計画の作成等の業務に従事する。
- (9) 事務職員 (1名)
庶務、文書、福利厚生業務に従事する。
予算、決算、財産管理等の会計事務に従事する。
非常災害対策に関する業務に従事する。
関係機関との連絡調整に関する業務に従事する。
- (10) 調理員 (4名以上)
栄養士の指示に従い、利用者の給食業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする
- (2) 営業時間 限定しない

(利用定員)

第7条 1日に指定短期入所生活介護サービスを提供する定員は、8名(1ユニット、予防給付定員を含む)とする。

(定員の遵守)

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員を超えて入所させない。

(介護の内容)

第9条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活の援助
 - ①排泄の介助
 - ②移動の介助
 - ③養護(休養)
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス(利用者の機能の減退を防止するための機能訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。)
 - ①日常生活動作に関する訓練

- ②レクリエーション
- ③グループワーク
- ④行事的活動
- ⑤体操
- ⑥趣味活動

(4) 送迎サービス（障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については事業所専用の車輛にて送迎を行う。）

(5) 入浴サービス（利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。）

- ①個別浴槽による入浴
- ②機械浴槽による入浴
- ③入浴に伴う衣類の着脱
- ④身体の清拭、洗髪、洗身、その他必要な介助

(6) 食事サービス

食事は、栄養、利用者の身体状況、嗜好、生活習慣を考慮したものとする。できるだけ自立して食事を摂ることができるよう支援を行うとともに、必要な時間を十分に確保するものとする。

基本的な食事時間	朝食	7 : 30～
	昼食	12 : 00～
	夕食	18 : 00～

(7) 相談、助言等

利用者及びその家族の、日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

(介護の留意事項)

第10条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。
- 4 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 利用者の嗜好に応じた趣味、教養、または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行う活動を支援する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は高岡市、射水市とする。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第12条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付する。

(サービスの取り扱い方針)

第13条 利用者の有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、日常生活上の活動について必要な援助を行う。

- 2 ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 利用者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- 5 従業者は、サービス提供にあたって、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 従業者は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 7 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(利用料等)

第14条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その介護保険負担割合に基づく額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) ユニット及び居室利用料(滞在費) 2,066円
 - (2) 食費 朝食500円 昼食700円 夕食500円
 - (3) 理容代 2,000円
 - (4) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容、費用について説明し、利用者の同意を得る。
- 5 利用料の支払いは、金融機関口座からの自動引き落としにより、指定期日までに受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために、他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔等で、他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で、火器を用いること
- (5) 故意に設備、備品もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと

(緊急時の対応)

第16条 サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意に事業所（設備、備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

2 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(非常災害対策)

第18条 管理者、または防火管理者は、非常災害その他緊迫の事態に備え、必要な設備を設け、防災、避難等に関する計画を作成するものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は、避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(危機管理)

第19条 事業所は、事業運営及び管理するにあたって、火災、地震、食中毒、伝染病、その他の事故等で、施設全体に係る災害対応が発生した場合は、ただちに対策本部を設置して、緊急の対応を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第20条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 事業所の職員によってサービスの提供をする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(衛生管理等)

第21条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために、必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第22条 事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た、利用者または家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た、またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待防止に向けた体制等)

第23条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次の各号に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための選任の担当者とする。

(1) 本事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(苦情処理)

第24条 利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等、必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村等からの文書の提出、提示の求め、または市町村等からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第25条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

(サービス提供の記録)

第26条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護についての利用料（額）、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

- 2 この事業を行うために、必要な記録簿、利用者負担金収納簿、その他の必要な諸帳簿を整備しなければならない。

第27条 この規程に定める事項のほか、管理運営に関する重要事項は社会福祉法人早川福祉会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第28条 この運営規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年10月1日に一部改正施行する。

平成23年3月23日に一部改正施行する。

平成28年2月3日に一部改正施行する。

令和1年10月1日に一部改正施行する。

令和5年7月1日に一部改正施行する。

令和6年4月1日に一部改正施行する。

